

財団法人文京アカデミー広告掲載規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、財団法人文京アカデミー（以下「財団」という。）の発行する印刷物等に掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の範囲)

第 2 条 掲載できる広告は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 区内商工業の発展若しくはこれに関連するもの、又はコミュニティの育成に寄与すると認められるものであること。
- (2) 財団の公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (3) 政治・宗教活動・意見広告・個人的宣伝にかかわるものでないこと。
- (4) 公共の秩序、善良な風俗に反しないものであること。
- (5) その他、公益上特に支障がないと認められるものであること。

(掲載料の額等)

第 3 条 広告を掲載する位置及び広告の大きさ並びに広告の掲載料は、理事長が別に定める。

(契約の締結)

第 4 条 理事長は広告掲載の申込みがあったときは、第 2 条各号に掲げる要件を備えているか否かを審査するものとする。

2 理事長は前項の規定により審査した結果、掲載すると決定したときは、広告掲載の申込者（以下「広告主」という。）と広告掲載の契約を締結するものとする。

(広告掲載料の納期)

第 5 条 広告掲載料は、理事長が指定する期日までに納付させるものとする。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第 6 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、還付するものとする。

(広告の表現及び版下代)

第 7 条 広告の表現については、広告主の責任とする。

2 広告に伴う版下代は、広告主の負担とする。ただし、公社の責によるものはこの限りでない。

(契約の取消し)

第 8 条 理事長は、広告掲載の契約締結後において、編集発行上支障があるとき、又は広告主が広告掲載料を納期限に納入しなかったときは当該広告掲載の契約を取り消すことができる。

(その他の広告)

第 9 条 公社の発行物に掲載する以外の方法により広告を募集するときの広告の取り扱いについては、状況に応じ理事長が別に定める。

(委 任)

第 10 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 10 年 12 月 9 日）から施行する。

付 則

この規程は、東京都知事及び東京都教育委員会の認可があった日（平成 18 年 3 月 31 日）から施行する。